

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

一 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額並びに当該一部免責に必要な手続を定めること。（第一百七十三条関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 公職選挙法施行令の一部改正

一 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準等を定める地方自治法施行令の規定を参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用するための規定の整備を行うこと。（第一条の二関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 地方公営企業法施行令の一部改正

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴う所要の規定の整理を行うこと。（第六条関係）

#### 第四 地方独立行政法人法施行令の一部改正

一 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る参酌基準及び責任の最低額並びに当該一部免除に必要な手続を定めること。（第三条の二関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

#### 第五 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定により

なおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

一 監査、地方公共団体の長等の損害賠償責任等に係る地方自治法及び地方自治法施行令の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこと。（第四十四条及び第五十条関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

#### 第六 施行期日等

一 この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする。ただし、第六の二に関する規定の一部については、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 その他所要の経過措置を規定するものとする。 （附則第二条関係）